

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

## 1.事業者の概要

法人名	社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会
所在地	羽島市福寿町浅平3丁目25番地
連絡先	058-391-0631
代表者	会長 中畑 弘

## 2.事業所の概要

事業所名	羽島市南部地域包括支援センター
所在地	羽島市下中町石田687番地
連絡先	058-260-5021
管理者	堀 カヨ
営業日	月曜日～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分～17時15分まで
事業所番号	2100400023
サービス提供地域	堀津町、上中町、下中町、桑原町

## 3.事業所の職員体制

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人数
保 健 師 等	1名以上
社会福祉士等	1名以上
主任介護支援専門員等	1名以上

## 4.事業の目的・運営方針

- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものです。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供します。また、利用者やその家族は、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないように、公正中立に行います。また、利用者やその家族は、介護予防サービス等を選定した理由を求めることができます。
- ・事業の運営に当たっては、羽島市、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。

## 5.提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

内 容	提 供 方 法
ケアプランの作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者のお宅を訪問、又は利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</li> <li>2 自宅周辺地域における指定介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。</li> <li>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の原案を作成します。</li> <li>4 ケアプランの原案に位置付けたサービス等について、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</li> <li>5 ケアプランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</li> </ol>
連絡調整・便宜の提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</li> </ol>
サービス実施状況の把握（モニタリング）・ケアプラン等の評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少なくとも3月に1回及びサービス評価期間が終了する月並びに利用者の状態に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し面接します。</li> <li>2 訪問しない月においては、サービス事業所での面接や電話等により連絡を行います。</li> <li>3 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。</li> </ol>
相談・説明	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます</li> </ol>
医療との連携・主治医への連絡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医と連携を図ります。</li> <li>2 利用者が入院した時は、担当する職員の氏名等を入院先の医療機関に提供してください。</li> </ol>
ケアプランの変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更を行います。</li> </ol>
要介護認定等にかかる申請の援助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の申請に必要な協力をします。</li> <li>2 利用者の要支援認定有効期間満了の概ね2ヶ月前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力をを行います。</li> </ol>
サービス提供記録の閲覧・交付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。</li> <li>2 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近のケアプラン及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。</li> </ol>

## 6.介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣又は羽島市長が定める基準によるものとし、当該介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが法定代理受領の場合は、利用者負担はありません。なお、法令等に変更があった場合の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、変更後の算定基準による額とします。

## 7.業務の委託

当事業所では、利用者の希望等により必要と認められる場合には、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（契約書第4条及び第5条に規定する業務）を居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

## 8.担当する職員

担当する職員は、当事業所又は上記委託先の居宅介護支援事業所（以下、「居宅介護支援事業所」といいます。）のいずれかにおいて決定します。

## 9.担当する職員の交替

事業所又は居宅介護支援事業所の都合により、担当職員を交替する場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。

また、選任された担当職員の交替を希望される場合には、業務上不適切と認められる事情やその他の交代を希望する理由を明らかにして、担当職員の交替を申し出ることができません。

## 10.秘密保持

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らすことはありません。ただし、利用者の介護予防サービス・支援計画書作成のためのサービス担当者会議や介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合は、個人情報を用いることができるとします。

### 11.虐待防止への取り組み

事業者は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため必要な体制を整備するとともに、職員に対する研修を実施します。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに羽島市に通報します。

### 12.身体拘束への対応

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。また、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 13.他のサービス事業所との連携によるモニタリング

介護予防サービス事業者等との連携促進により、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、以下のすべての要件を満たすときは、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。

ア.利用者の同意を得ること。

イ.サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、サービス事業所の担当者、その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の状態が安定していること
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合を含む）
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

ウ.少なくとも6月に1回は、利用者の居宅を訪問すること。

